

政令第三百二十二号

電波法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行に伴い、この政令を制定する。

電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条の二の二第二項」を「第二十四条の三第一項」に改める。

附 則

この政令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

## 理 由

電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要があるからである。